

# 大阪市立桃陽小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自主性と協調性があり、自律できる子ども」の育成のために「桃陽小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ・児童、教職員ともに、いじめを絶対に許さない意識をもつ。いじめの未然防止・早期発見のため、教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やSOS信号を見逃さないようにする。
- ・いじめ事案がないか、定期的に調査を行い、事案については、学校全体として共通理解を図る。
- ・家庭・地域との連携を重視し、把握した事実、対応した内容等、家庭への連絡を密にするとともに、状況改善へ向けて家庭と学校が連携していく。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について

- ①授業研究会などを通じた授業改善を行い、児童が主体的に取り組める授業づくりを進め、すべての児童が互いのちがいとよさを認め合い、互いに高め合う学習を行えるようにする。
- ②一人一人の個性を共感的に理解しながら学習規律等を全教職員で周知、徹底することを通して、児童に学ぶ姿勢が身につくようにする。
- ③児童が集団の中で主体的に学習することを通して、所属感や達成感を繰り返し味わい、自己肯定感を高め続けられるようにする。

- ④「学習参観」「土曜授業」や「地域行事」など児童が学校外の人々との触れ合える機会を大切にして、児童が学校外からの人々から承認、賞賛されるようにする。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①縦割り班活動など、児童一人一人が活躍することができる活動を通して、周囲から認められ、役に立っているという場を増やし、自己肯定感を高め続けられるようにする。自分の居場所が学校にあるという思いをもたせるようにする。
- ②地域の人との交流や社会見学などの「体験的な活動」をさらに工夫・充実し、児童が自らのよさに気づき、互いのよさを実感できる機会を計画的に実施していくことで、地域とのつながりや自分の生き方を深められるようにする。
- ③友だちや教職員との関わりを深め、人とのつながりを実感できる集団づくり、仲間づくりを育成するとともに、一人一人の違い・よさを認め、自分らしさが発揮できる学校の雰囲気づくりに取組、児童がもつ能力を最大限発揮しながら個性が伸長するようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育や学級活動の年間指導計画の中に、仲間づくりや思いやりの学習内容を必ず位置付ける。
- ②いじめている児童はもとより、周りで見えていたり、はやし立てたりする児童についても毅然とした態度で指導を行う。「傍観者」が相手の心の傷をより深いものにすることがあることを伝え、人を思いやる態度を育てる。
- ③全校集会や学級活動などで、教職員全体が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ④社会全体に携帯電話やスマートフォン、パソコンの利用が進む中で、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、保護者に対しても啓発を進める。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学期に1回いじめに関する児童アンケートを実施する。また、日常の児童の様子などからいじめの実態把握に努める。必要に応じて個別に聞き取り等を行い、事実確認に努めるとともに、生活指導連絡会などを通して、児童の小さな変化も情報共有できるようにする。
- ② 保護者や地域と連携し、児童の変化を相互に迅速に伝えられる信頼関係を構築する。個人懇談会や連絡帳のやり取りなどにより情報を集めるとともに、確認された事実について教職員全体で共有できるようにする。

- ③ 教育委員会をはじめ、PTA、地域のはぐくみ隊、所轄警察署（生活安全課少年係）、民生委員・児童委員、さらにはこども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図る。また、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知を行う。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、当事者ならびに周囲の児童から個別に聞き取りを行い、迅速に事実確認をする。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に思いを受け止め、話を聞く。いじめの事実が認められた場合、指導方針、役割を明確にし、児童・保護者への対応を組織的に取り組むため、校内に「いじめ対策委員会」を組織し、全教職員が連携、情報共有して問題解決に取り組む。さらに、教育委員会をはじめ関係諸機関への報告を行い、連携して対応を進める。
- ② ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。
- ③ いじめられた児童に対しては、安全確保を最優先し、全教職員が情報を共有しながら見守りの体制を整える。「あなたが悪いのではない」とはっきり伝えるなど、自己肯定感を高めるように配慮する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、以後の対応を行う。保護者に対しては迅速に連絡をとり、事実関係を伝える。また、全教職員の協力のもと見守りを行うなど、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を和らげられるようにする。

いじめた児童に対しては、「いじめは相手の心を傷つけ、命を奪うこともある、絶対に許されない行為」であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。ただし、いじめた児童がかかえるつらさや問題など、いじめに向かった背景にも着目し、教育的配慮のもと、共感的にしかし毅然とした態度で加害の立場にある児童を指導する。また、保護者に対して迅速に連絡し、事実とその背景、今後の指導について十分な理解と納得と協力を得るように努める。

さらに、それぞれの保護者に互いの児童の思いと今度の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ① 組織については、「いじめ対策委員会」を組織名とし、管理職・首席・教務主任・生活指導部長・人権教育主担・各学年・養護教諭・特別支援教育コーディネーターを常設の委員とし構成する。事案発生時には、これに当該児童の担任を加えて構成する。
- ② いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての方針に沿った学校運営を担うことを目的とし、予防と早期発見の組織体制を構築する。また、いじめ問題の判断を行い、いじめ事案発生時に関係者を招集する機能をもつ。

いじめ問題について、緊急に会議を開催し、情報の共有と事実確認、保護指導および支援などの方針を決定し、解決に向けての取組を進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

### 【年間計画】

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ・児童対象アンケート調査           | 年3回（学期ごとに実施） |
| ・相談申告機能の利用             | 随時           |
| ・教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査 | 必要に応じて随時実施   |
| ・登下校の見守り               | 随時           |
| ・生活指導連絡会               | 月1回          |

### 【研修会】

- ・市人教研究大会
- ・天王寺区人権教育研修会
- ・天王寺区人権教育実践交流会
- ・校内人権教育実践交流会

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う。
- ② 学校協議会へ提案し、家庭・地域と連携した協力体制の構築に努める。
- ③ 必要に応じて、いじめ対策委員会への地域諸団体や関連機関に参加を要請する。

### (3) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画の最終評価において取組に対する評価を行い、今後の取組について強化や修正を検討する。
- ② 日常的に児童の様子を把握したり、上記アンケートや欠席日数などで検証したりして、未然防止の取組や再発防止の取組が成果をあげているかどうか検証する。

## 7. 重大事案への対処

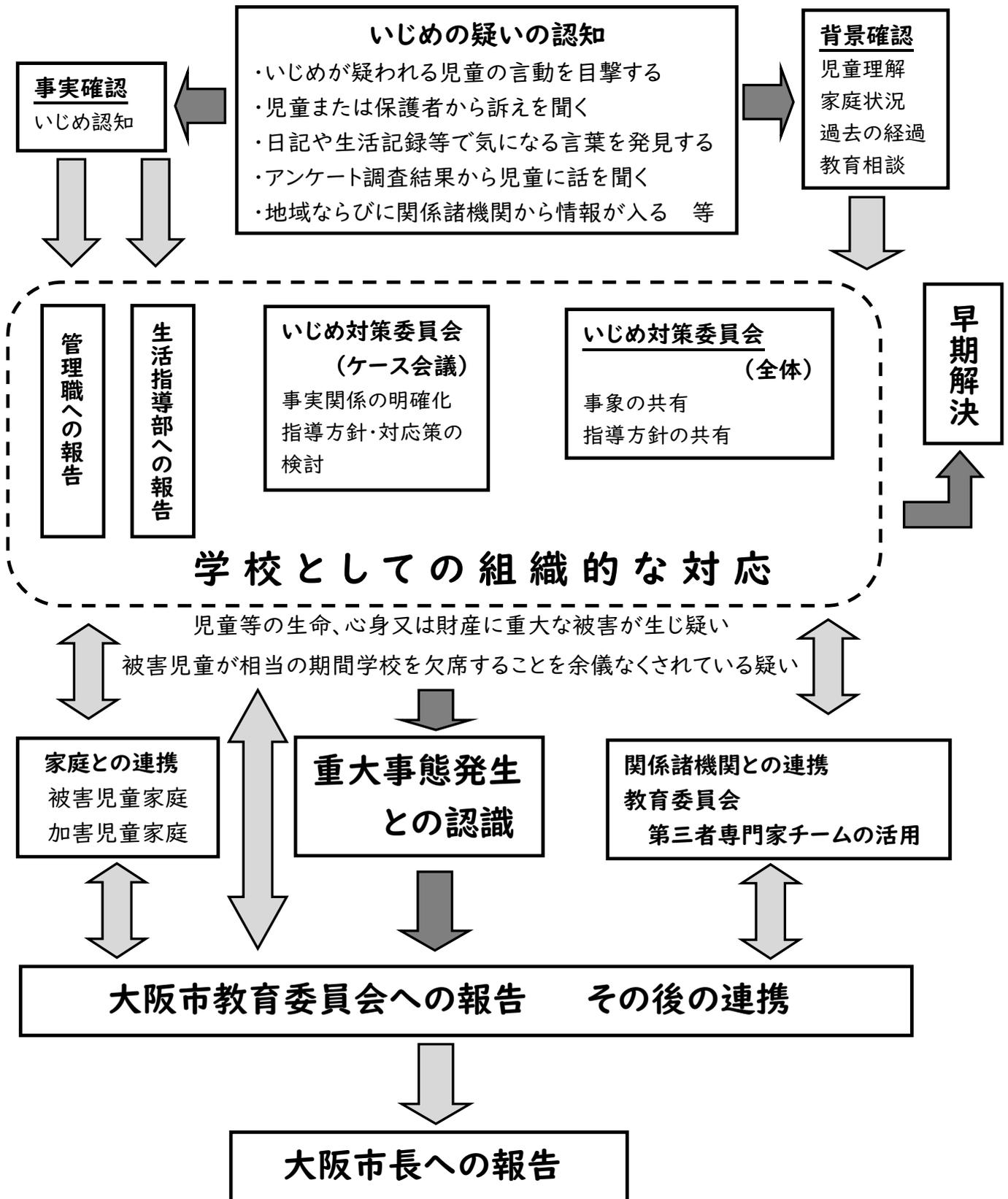
### 重大事態の定義

◇いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

◇いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法）

- 重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に連絡し、連携を図り、事実関係を明確にするための調査及び対応を行う。
  - ① 関係児童等から事実関係を明確にするための聞き取り調査を行い、得た情報の記録と事実に基づいた精選及び全教職員で情報を共有し、学校の対応方針を打ち出す。
  - ② 管理職は教育委員会に事案の経過と学校としての対応策を報告し、連携を図る。
  - ③ 被害児童に対する心身の保護・支援を最優先に考え、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得ながら継続的に支援に努める。
  - ④ 被害児童の保護者に対しては、「心理的支援」を根底にして、明らかになった事実を的確に伝え、誠意ある対応を心がける。
  - ⑤ 加害児童に対しては、形式的な謝罪や責任を問うのではなく、社会性・道徳性及び人格の向上と育成に向けた指導にあたる。必要に応じて、別室指導や出席停止等の措置を講じ、被害児童が安心して学校生活を過ごし、教育を受けることができるような環境整備を図る。さらに深刻な場合は警察との連携を視野に入れて指導にあたる。
  - ⑥ 加害児童の保護者に対しては、明らかになった事実を的確に伝え、学校と家庭が協力して、健全育成に向けて取り組んでいく指導の方向性等を助言する。
  - ⑦ 全校朝会での講話において、「いじめは絶対に許されない」指導を行い、全児童がいじめ行為の誤りについて考える機会を設ける。
  - ⑧ 教職員は、重大事態が生じたことを重く受け止め、自らの人権意識を高めるべく研修会に積極的に参加し、再発防止の徹底に努める。

# いじめへの対応の流れ



注)

→ …おもな対応の流れ

→ …おもな情報の流れ